

## 献呈の辞

2023年3月末に、倉持孝司先生と副田隆重先生（五十音順）が、任期満了により退職されます。

倉持孝司先生は、1952年9月にお生まれになりました。横浜市立大学文理学部を卒業され、その後、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程、そして同博士後期課程へと進まれました。1982年4月より名古屋大学法学部法律学科助手をつとめられた後、1985年4月より広島修道大学法学部専任講師、1986年4月より同助教授、そして1992年4月より朝日大学法学部助教授、1994年4月より同教授となりました。さらに、2000年4月より名古屋経済大学大学院法学研究科教授、2003年4月より甲南大学法学部教授、2004年4月より甲南大学大学院法学研究科法務専攻教授をつとめられた後、2009年4月に、法科大学院の開設とともに、南山大学大学院法務研究科教授として、本学に着任されました。本学では、2011年10月よりイギリスのウォリック大学にて1年間の在外研究をなされるとともに、2018年4月より南山大学大学院法学研究科教授を併任されました。倉持先生は、憲法学の分野で、特にイギリス憲法を中心として、『イギリスにおける市民的自由の法構造』をはじめとする多くのご著書を執筆されるとともに、憲法を軸として、人権、国際平和、司法制度など、幅広いテーマについてご業績を残されました。本学では、学部と法科大学院の両方において教鞭をとられるとともに、特に、法科大学院の憲法教育に尽力され、多大なご貢献をいただきました。

副田隆重先生は、1953年1月にお生まれになりました。名古屋大学法学部を卒業された後、同大学院法学研究科博士課程（前期）に進まれました。同課程を修了の後、1977年4月より名古屋大学法学部助手、1979年10月より名城大学法学部専任講師をつとめられ、1985年4月より成城大学法学部助教授となりました。そして、1991年4月より愛知大学法学部助教

授、1992年4月より同教授となられた後、2000年4月に南山大学法学部教授として、本学に着任されました。この間、1989年にオーストラリアのメルボルン大学法学部にて1年間の在外研究をなされた後、法科大学院の開設とともに、2004年4月に南山大学大学院法務研究科教授となられ、さらに2007年4月より法学部教授となられて現在に至ります。この間、2007年にカナダのブリティッシュコロンビア大学にて1年間の在外研究をなされるとともに、2018年4月より南山大学大学院法学研究科教授を併任されました。副田先生は、民法分野で数多くのご著書を残されるとともに、特に、相続回復請求権を始めとする相続法の分野で多くの足跡を残されました。また、本学で23年間教鞭をとられるとともに、2010年4月より法学部長など、多くの役職をつとめられ、南山大学に多大な貢献をなされました。

お二人の先生方の研究におけるご業績の数々のご活躍については、私たちには眩いばかりであり、またそのような両先生から、同じ学部・研究科に所属して、多くの教をいただいたことは、大変に光栄なことでありました。倉持先生には、その温厚なお人柄と学問的な情熱に私たちは幾度となく感銘を受け、また副田先生には、明晰かつ冷静な俊英としてのお姿が、常に私たちの憧れの存在でありました。私たちにとって、お二人は、まさに精神的な支柱となる存在でした。今後とも、後進の私たちに、今までと変わらぬご教示をいただくことを、願ってやみません。

倉持先生と副田先生に、退職記念号として『南山法学』本号を謹呈させていただくにあたり、両先生が、長年にわたり南山大学、中でも南山大学法学部・法務研究科・法学研究科にご貢献をいただいたことにつき、あらためて感謝を申し上げる次第です。また、私たちに、惜しみなく愛情を持って接していただいたことにつき、厚く御礼を申し上げます。そして、倉持先生と副田先生のますますのご健康とご活躍を、心よりお祈り申し上げます。

2023年3月31日

南山大学法学会会長 岡田悦典